

② 9月～11月に開催した「自転車安全利用講習会」受講者の優先権について

受講NO. について

※ お申込み時には、**受講NO.**を
記入あるいは入力してください。
受講NO. は、講習会の受講決定
通知書の右上に記載されています。

受講NO. 〇〇〇〇〇〇

様

自転車安全利用講習会・受講決定通知書

郵送で 申し込まれる方 (郵送申込み)

- 必ず**会場**で配布した**ハガキ(緑色)**でお申込みください。
本お知らせに綴じ込まれているはがきで申し込まれますと、**優先権が無効となります。**
- 受講NO. 以外は8ページの記入例をご覧ください。

インターネットで 申し込まれる方 (電子申請)

- 9ページにある手順に従って、千葉市役所ホームページより電子申請でお申込みください。
- 入力途中で、「自転車安全利用講習会参加者の優先権の有無」という項目が表示されますので、「優先権を持っている」を選択してください。
- 選択後、「受講NO. を入力してください。」という項目が表示されますので、**受講NO. を入力してください。**

ご注意

- 郵送申込みと電子申請は重複してお申込みできません。
- 優先権を取得し、事前受付を申し込まれた方について、地域安全課又は各区役所が所有する講習会参加者名簿と照合いたします。
- 優先権は**講習会へ参加されたご本人様**にのみ適用します。
家族等、他の方が優先権による申込みはできません。
- 本年度取得した優先権は、令和7年度分事前受付(一次募集)にのみ適用されます。令和7年度分事前受付(一次募集)以外の定期利用には適用されませんのでご注意ください。

③ 千葉駅東口第3駐輪場(機械式)は利用できる自転車に制限があります

千葉駅東口第3駐輪場を利用する自転車には、下図のとおり車体のサイズ・重量に制限があります。このため、利用登録手続の中で、**実際にご利用になる自転車を千葉駅東口第2(地下)駐輪場へ持参していただき、確認(車検)を行います。**車検により適合した自転車以外は利用できません。また、特殊な仕様・形状の車体など、一部の自転車については、下記の規格に収まるものでも利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

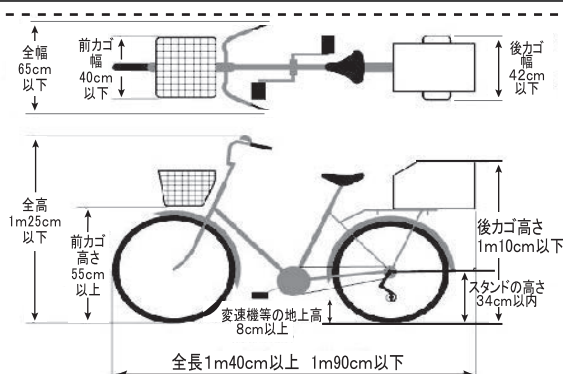
なお、申込み前でも事前に車検を行うことができます。

※ **千葉駅東口第3駐輪場にご当選された方は、令和7年3月18日(火)から令和7年3月31日(月)までに、千葉駅東口第2(地下)駐輪場管理棟に必ず登録される自転車をお持ちの上、ICカードの受取及びICタグを取り付けに行ってください。(千葉駅東口第2(地下)駐輪場管理棟の位置については、P18をご覧ください。)**

【ご注意】特殊な仕様・形状の車体などは、下記のサイズ・重量に収まるものでも登録できない場合があります。

利用可能な自転車の規格

- 駐輪場を利用できる自転車は、右記のサイズ・重量の規格に収まるものに限りです。
- また、自転車の種類についても、一般的な軽快車のほか、マウンテンバイクなどのスポーツ車、ミニサイクル、折りたたみ自転車、電動アシスト付自転車も、規格に合えば利用できます。
- 申込みの前に、お持ちの自転車が規格に収まるかどうか、よくお確かめください。
- 規格に合わない自転車は、当選しても登録できません。
- なお、自転車のカゴに荷物を入れたり、車体に傘や鎖、ワイヤー錠などをぶら下げたり、さしこんだりした状態では、機械が故障して自転車を取り出せなくなる恐れがありますので、利用できません。
- 利用期間中に自転車を変更する場合は、あらためて車検を行ってください。



- 車輪の数 2輪 ※2輪以外のものは利用不可。
 タイヤ 18～28インチ、幅55mm以下
 重さ 30kg以下 ※車体及び購入時・購入後に取り付けた固定部品等の総重量。
- 跳ね上げスタンドの高さ: 34cm以内
 - 前輪・後輪のタイヤの振れがいずれも5mm以内
- ※代表的な検査項目を記載しています。詳しくは管理棟へお問い合わせください。